

議 事 録

会議の名称	令和5年度第12回登米市農業委員会総会
開催日時	令和6年2月26日（月） 午後1時30分 開会 午後3時02分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	会長 高橋 清範
出席者（委員）の名氏	【農業委員】 1番 小野寺 義 幸 2番 鈴木 泰 子 3番 田 島 幹 雄 4番 三 塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴 崎 専 一 7番 佐 藤 久 順 8番 浅 野 和 宏 9番 岩 淵 勉 10番 岩 崎 とみ子 11番 阿 部 静 男 12番 上 野 栄 公 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿 部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高 橋 健 之 17番 鈴木 巖 18番 芳 村 忠 市 19番 芳 賀 秀 二 20番 櫻 井 利 光 21番 佐 藤 瑛 彦 22番 鹿 野 昭 子 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範 【農地利用最適化推進委員】 1番 門 脇 昭 雄 2番 及 川 祐 宏 3番 田 崎 光 雄 4番 千 葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳 賀 定 一 7番 高 橋 弥寿仁 8番 白 石 喜 9番 佐 々木 正 志 10番 岩 渕 和 也 11番 青 山 信 一 12番 千 葉 利 行 13番 佐 藤 啓 14番 千 葉 孝 二 15番 佐 々木 喜 朗 16番 千 葉 博 直 17番 佐 々木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小 出 隆 則 20番 豊 澤 啓 司 21番 佐 々木 武 雄 22番 佐 藤 晃 23番 鈴木 一 義 24番 小 林 弘 幸 25番 石 堂 貴 博 26番 佐 藤 進 27番 土 生 浩 也 28番 亀 井 達 夫 29番 近 藤 充 30番 白 鳥 剛 （ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）
事務局職員名	産業経済部産業総務課 農業経営支援係長 菊地 泰弘、主事 及川 郁也、農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、主幹 佐藤 聡、主事 千葉 隆瑛、主事 三浦 翼、主事 白石 雄大 書記：農地管理係長 園田孝史

議 題	議案第 79 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について
	報告第 37 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について
	報告第 38 号	使用貸借権の合意解約について
	報告第 39 号	農地の現状変更届出について
	報告第 40 号	農地基本台帳新規(補正)登載申請について
	議案第 74 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 75 号	農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について
	議案第 76 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
	議案第 77 号	非農地証明願について
	議案第 78 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
	議案第 80 号	農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
	議案第 81 号	令和 5 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見の決定について
会 議 結 果	議案第 79 号	可として意見決定することとした。
	報告第 37 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 38 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 39 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 40 号	議案書のとおり報告した。
	議案第 74 号	原案のとおり決定した。
	議案第 75 号	すべて可として意見決定することとした。
	議案第 76 号	すべて可として意見決定することとした。
	議案第 77 号	原案のとおり決定した。
	議案第 78 号	原案のとおり決定した。
	議案第 80 号	原案のとおり決定した。
	議案第 81 号	原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり	
会 議 資 料	令和 5 年度第 12 回登米市農業委員会総会資料	
	・議案書	
	・議案説明資料	
	・諸般の報告	
	・農地法第 3 条調査書	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果	
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告	
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 14 番	

議長 議長 議長 11 番委員	阿部晃徳 委員、議席番号 16 番 高橋健之 委員を指名します。 日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。 日程第 4、議案第 79 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 次に、産業経済部から説明願います。 《産業経済部説明》 説明が終わりました。 これ合併前の、出来事ですけれども、これまで引っ張ってきて大分苦勞されたと思うんですけども、経営基盤法がこのように、負債整理の一翼を担うということは私初めて知ったわけです。今、事務局で話されたように、所有権移転と言うけれども、経営基盤法から持っていけば、現在の土地の状況が一番で、これを買っても戻すための資金がショートしたということですよね。果たしてこの取り消しっていうのは、あえて、取り消しっていうことで項目で上げてきたんですけども、この経営基盤強化法の要件としてあります農業経営基盤法促進法の基本要綱。これの第 9-4-(3) っていうあるんですけど、1(1)、(2)については、公告に関して、行政手続きの可否とか、或いは、公告はしたんだけど、農地の利用状況が適正な利用されてないと、というような旨にこの取り消しっていうのは決められているんですけども、このように、債務整理に加担してそれが資金ショートして取り消すと。まして農業委員会の決定というかこういうのを入れたほうがいいというような果たしていいものなんではないでしょうか。
---	---

産業総務課	阿部委員からのご指摘について、まず、権利の移転等の登記等は、この所有権移転をもとに実施される形にありまして、実際に今回の農用地利用集積計画は、先ほど説明させていただいたのですが、この対価の支払い期限に、所有権移転登記完了後 45 日以内というふうな形でなく、現在の所有権移転の書類上ですと大体 1 ヶ月ぐらいが期限となっているところで、そういったところを履行されない場合に、そのあとこの効力を許さないというところはあるのですが、今回の所有権移転は、所有権登記がまだされていない状況で 45 日以内に支払わなきゃいけないところがあって、まだこの利用集積計画自体が生きているのでこのままでは公社の方でその他の方に農地を売りたいというときに、この農業経営基盤強化促進法に基づいた農用地利用集積計画が、効力を有しているので、他に売ることができないので、今回取り下げを行う形となっております。
11 番委員	いや、確かに語ることはわかる。経営基盤法が、そのように、負債整理、ましてこの対価は、当時、平成 15 年あたりから比べるとべらぼうに評価が高いっちゃ、誰が考えたってこういう取引が成立すると思いますか。まして、説明にありますけども、中田町 J A が入っている。このように、公共団体とか、農協とか入って、スクラムを組んでやれば経営基盤も何も何十年でもできるって言うけど、今説明したんだよ。いわゆる経営基盤強化法の本文の趣旨っていうのは全然生きてないんじゃないですか。違反じゃないのこれ。だから、今行政では経営基盤強化を使えば、全部登記までね、お金を、確認して登記して差し上げているわけですよ。これができないんでしょこれ。できることは公社に行ったけれども、公社が今度法人にやって、今度買い戻すための資金ショートして取り消しなんでしょこれ。だからこういうことが漫然とできるっていうことはどういうことなんだけど、産経の方で合併前のことだから、今論じたってわかんないんだけど。将来のやつは公告の取り消したけども、果たしてそれがやって、公社だよ、塩漬けしたような土地を今度売れるわけねっちゃ。何らかの決算においては欠損金に処理するんだろうけれども、なら、例えば、今なら市とか J A はさ、道義的責任っていうのはないの。
産業総務課	こちらおそらく阿部委員さんご指摘の部分は、今回の法人の破産に係る対応についての資料の上段、これまでの経緯のところはこの土地の流れから推察していただいたのかというふうに思うところではありますが、この土地については、過去に経営が悪化し、負債を抱え、休止状態となっていた農家さんが所有していたところ、その当時ですね、中田町役場、上沼農協、法人の構成員からの要請により、公社が 1 億円で一括代行取得し、10 年間貸与した後法人が同額で購入するというふうな形となっていました。こちらは、当初のもくろみでは、そのような形で、10 年間公社の方で貸し付けを行った後に、法人が買い取るという形になってございましたが、結果的に借入資金が不調となり、購入代金を出していただけなかった現状になっており、公社としましても、平成 17 年に協議をし、分割返済をすると形となっていたところもございます。あくまでも当初に要請としてお話はあったものと思われそうですが、あくまで所有権移

転、この契約は、両者による整理という形になりますので、公社及び法人の双方で金額についてしっかり履行するというのが前提と考えている所です。

補足ですが、確かに売買代金は、当時の金額について確かに高い安いというところはあるものと思われますが、あくまで今回こちらの集積計画は取り消すという形とさせていただきまして、今後、公社は他の方と、こういった形で、金額設定するかはこちらの方では把握していないところですが、おそらく現状の金額に合わせて、契約を行うものと考えているところでございます。

11 番委員

経過経緯についてはわかりましたけども、ただ私が伺いたいのは、このように、経営基盤強化法が本来、適正に運用されていけばいいんですけども、取り消しとなると、負債整理のために経営基盤強化法が使われれば、これが前例となって、他の方にこの金額の大小は別にしても使われる可能性もあるんじゃないかと。そういう時期になった場合、おたくの関係の部方では、要綱を持って、取り消しやっていくのかどうか。そういうことは実際にはですね。事務推進する方法としてはいかがなものかと思えますよ。ただお互い適正ってお答えしていますけども、これは大きな問題なんです。農家においては、これは、市として1つの方針は出てるんでしょうけれども、適正な処理、1つの法人個人を救うならそれしかないと言うなれば、ましてや、破産宣告を受けてるようなもんですから、ぜひね、こういう方が、第2第3というような個人生産組合が続かないようにひとつ指導の方よろしくをお願いします。

産業総務課

ご指摘本当に真摯に受けとめ、今後も農業経営基盤強化促進法に基づき、業務を実施していきたいと思えます。大変ありがとうございました。

議長

その他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声あり》

無いようですのでこれで質疑を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり取り消すことにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第79号農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の取り消しについては、原案の通り決定いたしました。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

	《 休 憩 》 再開いたします。
議長	日程第 5、報告第 37 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 37 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告 38 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 38 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、報告 39 号農地の現状変更届出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 39 号を終わります。
議長	次に、日程第 8、報告 40 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 40 号を終わります。
議長	次に日程第 9、議案第 74 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1区の報告を登壇してお願いします。
13 番委員	登米市農業委員会第1区に係る現地確認調査は、令和6年2月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第3条の進行番号4番は、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。申請内容は、遠田郡涌谷町に居住する譲受人が、登米市米山町に居住する譲渡人から、米山町西野地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、涌谷町内において農地を所有し、既に耕作しており、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。 以上のとおり報告します。 令和6年2月26日現地調査委員 14 番 阿部 晃徳 委員 15 番 加美山 竜太 委員 13 番 小野寺 鉄子 委員
議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いします。
11 番委員	登米市農業委員会第2区に係る現地確認調査は、令和6年2月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第3条の進行番号14番は、別紙議案説明資料8ページから14ページに記載されているとおりです。申請内容は、登米市迫町に居住する譲受人が、仙台市に居住する譲渡人から、東和町米谷地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、現在、農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。 農地法第3条の進行番号24番は、別紙議案説明資料15ページから20ページに記載されているとおりです。 申請内容は、岩手県一関市に居住する譲受人が、宮城県栗原市に居住する譲渡人から中田町上沼地内の農地を譲り受け耕作を行うものです。 譲受人は、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。 以上のとおり報告します。 令和6年2月26日現地調査委員

	16 番 高橋 健之 委員 18 番 芳村 忠市 委員 11 番 阿部 静男 委員
議長	調査報告が終わりました。 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いずれも支障なしの声》 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。
23 番委員	はい。進行番号の 4 番ですけれどもお聞きしますが 10 アール当たりの単価が非常に高いということで、もし高くても安くても我々はよろしいんですけど、妥当価格っていうのもございますし、もしこれが畑地、畑等で何か利用する場合でしたらば、ある程度高くても、我々も納得するんですけど田んぼで、この金額になるとかなり高いなということでその辺をおわかりでしたらばお願いしたいと思います。
事務局	はい。ただいまの進行番号 4 番についてですけれども、ご存じの通り売買金額の方は当事者間で取り決めされるので、ちょっとこちらから適正金額がこのくらいなのでということでちょっと申し上げることはできないので、申請の通りの金額となつてございます。農地以外への使用が危惧されるところなんですけれども、その点につきましては、転用であれば転用で最初から申請を行ってくださいと。その点につきましては説明をさせていただいております。ニンニクを栽培する予定と伺っております。この方は登米市でもすでにニンニクを幾らか栽培していると伺っておりますので問題がないのかなということで受け付けております。よろしく願いいたします。
10 番委員	岩崎です。進行番号 24 番の栗原の方の所有者の方、岩手の方なんですが譲り受け、譲り渡すっていうことなんですけど、ちょっと参考資料を見たらこの譲り受ける方 93 歳なんですよ。この方って家族が誰と一緒にいらっしゃってその後も、農業に従事される方が同居なさってるのか、何がそういうことって、継続可能だとか、不必要に譲渡して名義変更してお金をかけてどうのこうのとかっていうようなことをあまりしないような形をとらないと、私の私的な意見なんですけど、農地って、持続して農地を保っていくことって多分難しくなると思うんですよ。手続き関係だけですごく面倒くさい手続き等が発生するので、それも踏まえ例えば何ていうんすかね、親族関係だとかそういうことであれば致し方ないのかもしれないんですけど、これって他人ですよ。わざわざなぜ 67 歳の方が 93 歳の人に譲渡しなけねえかっていう、私は素朴な疑問なん

	ですが、逆だったらわかるんですけど。申請したからって、すべてを受けてすべてを許可出さなきゃいけないっていうことは私はないと思うんです。なぜ 93 歳の方が、今、大変失礼な言い方なんでしょうけれども、普通に見たら、もうちょっとしか残らない年齢になっている多分年齢にも達してると思うんです。それなのになんでこの何でふう耕作不便だとか何しようが管理者とかって、理屈はあるのはわかるんだけど、なんで 65 歳が不便なのに 93 歳が譲り渡されて、今からどうやんのっていうところを聞きたい。
事務局	はい。まず、譲受人は親族関係ですね親戚ということでした。今までもお話の中で譲受人の方か、あと仮で、主要的な作業は委託さされてやっているようですけども、草刈とかそういった形で現場に出向いて作業を何日かやりたいというふうな意向でもって OK するような運びになりました。はい。以上でございます。
10 番委員	間柄は承知しましたが、だったら今まで通りでもいいのを、なぜわざわざ名義を変えて 93 歳の人の名義にしなきゃねっちゃうか、譲り渡さなければならないうっていか今まで通りでは何がこの、譲り渡しには不都合があるっていうことなんですか。
事務局	特定の理由まではちょっと把握は取れなかったんですけども財産整理とかそういった理由なのかなと思われます。以上です。
議長	委員どうですか。
10 番委員	いや、多分突っ込んでも納得いかないのであとやめます。
23 番委員	本件について補足させていただきます。確かに誰にでも 7 万円で安いと親族関係だということで、この方は、別の方に、確かに作業はお頼みしてやっています。ということで、今まで通りでいいんじゃないかということでは、私もそう思いますけれども。何かしらのそこは事情があったのかな。ということで田んぼそのものについては、本人も多少農作業に出られて水管理とかなんかをしてるということで、それ以外については、近くの農家の方に、一貫してお願いしているという現状でございます。補足です。
議長	その他に質疑ございませんか。
9 番委員	9 番岩淵です。今いろいろと金額の件が出てますけども、27 番の津山町の権利も、ちょっと 162 万 8000 円というようなですね、価格が出てるんですけども。それどうこう今言うつもりはないんですけども、一応ね我々こう見るときに非常に悩むのね、やっぱり事務局にお願いなんですけど。この辺できるだけ、一応、両方で決め双方で決めることだから、ていうことじゃなくて何かこ

う、我々聞いたときに説明できるようなことを少しやっていただきたいなど。でないとなかなか、毎回悩むんだよねやっぱり。だもんで今言ったように2万から160万までの、同じ農地でも非常にあるんでね。やっぱりそれ双方で決めることかもしれないんですけども。やっぱり事務局もある程度把握しておいていただきたいなど、というお願いでございます。

事務局

価格につきましてご指摘いただきましてありがとうございます。こちらの方としても、相対で決めるものはいいいとか悪いとか言えない部分もあるものの、価格について目的が違うのではないかと、そういった部分については受け付けの中でも目を凝らして確認をして徹底していきたいと思います。

統一はなかなか難しいとは思いますが、私たちの方でまとめております実績に基づく平均値などの情報もありますので、そういったものを参考として受付していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

確かに両方で決めてもらうのはいいんだけど、ただこのようにこれは総会で質問が出るのでね、ある程度はこちらで把握する必要があるんで、その辺ちょっともう少し突っ込んでって言い方あれなんだけど、ちょっと細かく聞く必要があると思います。よろしくお願いします。

議長

その他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第74号農地法第3条の規定による許可申請については、申請の通り許可することに決定いたしました。

1時間になりましたので暫時休憩します。

《休憩》

次に日程第10、議案第75号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

	《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から、調査結果の報告を求めます。 第2区の報告を登壇してお願いいたします。
11 番委員	農地転用事業計画変更進行番号1番については、別紙議案説明資料21ページから23ページに記載されているとおりです。申請内容は、東和町錦織地内で太陽光発電施設の設置を目的として許可されている事業の計画変更です。 当初の計画では、令和5年11月30日に事業が完了する計画でしたが、関係機関への申請中に事業計画に変更が生じてしまったとの申し出があり、変更承認申請に至っております。 転用目的などの変更は無く、太陽光パネルの枚数、工期、資金計画の変更のため、変更による周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和6年2月26日現地調査委員 16番 高橋 健之 委員 18番 芳村 忠市 委員 11番 阿部 静男 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより議案第75号についての質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声を確認》 無ければ質疑を終わります。 これより議案第75号を採決します。 お諮りします。 本案は可とすることにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第75号、農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。 次に、日程第11、議案第76号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。

	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 最初に第1区の報告を登壇してお願いいたします。
13 番委員	農地法第5条の進行番号1番について、別紙議案説明資料24ページから26ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に宅地用地を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可でできない農地ですが、例外的に許可することができる集落に接続して、設置しているものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地はすでに農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料27ページから29ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新地するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に区許可することができる集落に接続して設置されているものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に駐車場及び資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地は、すでに農外利用されていることから、申請人により、顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和6年2月26日現地調査委員 14 番 阿部 晃徳 委員 15 番 加美山 竜太 委員 13 番 小野寺 鉄子 委員
議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いします。
11 番委員	農地法第5条の進行番号4番について、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されている通りです。申請内容は申請地に通路及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地あることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地は、すでに農外利用されていることから、申請人により顛末書を徴し、やむを

得ず転用は妥当との意見で一致いたしました。

同じく進行番号5番については、別紙議案説明資料36ページから38ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である方があることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

以上のとおり報告します。

令和6年2月26日現地調査委員

16番 高橋 健之 委員

18番 芳村 忠市 委員

11番 阿部 静男 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第76号について質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第76号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に日程第12、議案第77号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく、非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 13、議案第 78 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、利用権設定の進行番号 12 番から 14 番が、委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、利用権設定の進行番号 12 番から 14 番についての審議に入ります。本案件は 15 番、加美山竜太委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 78 号の委員の案件、利用権設定の進行番号 12 番から 14 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 78 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定の進行番号 12 番から 14 番は、原案の通り決定いたしま

議長

した。

15 番、加美山竜太委員の入場を許可します。

次に議案第 78 号の、委員以外の案件について審議に入ります。事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 78 号の委員以外の案件について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 78 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

議長

日程第 14、議案第 80 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 80 号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

議長	《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 80 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。 次に日程第 15 号、議案第 81 号令和 5 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 これを踏まえて配布して、前もって配布していたと思うんですが、目を通していただきましたか。 よろしいですか。 質問等がなければ、これを市長に提出したいと思いますがよろしいですか。 それではなければ質疑をこれで終わります。 それでは本案は、原案の通り決定することにご異議ございませんか。 異議なしと認めますよって、議案第 81 号令和 5 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定については、原案の通り決定いたしました。 以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 12 回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 2 月 26 日

議 長(会長)

高 橋 清 範

議事録署名人 14 番

阿 部 晃 徳

議事録署名人 16 番

高 橋 健 之